

(照会先)
厚生労働省社会・援護局総務課
災害救助・救援対策室
災害救助専門官 金子 雄一郎 (内線 2899)
救助係長 馬場 和弘 (内線 2819)
電話 (代表) 03-5253-1111
(直通) 03-3595-2614

平成23年7月30日(19:00)

7月28日からの大雨による被害にかかる災害救助法の適用について (第3報)

1 災害の概要

7月28日からの大雨による被害により、新潟県及び福島県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要とすることから、新潟県及び福島県は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【新潟県】 新潟市 (にいがたし) 三条市 (さんじょうし) 柏崎市 (かしわぎさし) 小千谷市 (おぢやし) 加茂市 (かもし) 十日町市 (とおかまちし) 五泉市 (ごせんし) 魚沼市 (うおぬまし) 南魚沼市 (みなみうおぬまし) 南蒲原郡田上町 (みなみかんばらぐんたがみまち) 東蒲原郡阿賀町 (ひがしかんばらぐんあがまち) ※長岡市 (ながおかし) ※見附市 (みつけし) ※上越市 (じょうえつし) ※阿賀野市 (あがのし)	7月29日 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	7月28日からの大雨による被害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、避難して継続的に救助を必要としている。	

<p>【福島県】</p> <p>喜多方市 (きたかたし)</p> <p>南会津郡只見町 (みなみあいづぐんただみまち)</p> <p>南会津郡桧枝岐村 (みなみあいづぐんひのえまたむら)</p> <p>南会津郡南会津町 (みなみあいづぐんみなみあいづまち)</p> <p>耶麻郡西会津町 (やまぐんにしあいづまち)</p> <p>河沼郡会津坂下町 (かわぬまぐんあいづばんげまち)</p> <p>河沼郡柳津町 (かわぬまぐんやないづまち)</p> <p>大沼郡三島町 (おおぬまぐんみしままち)</p> <p>大沼郡金山町 (おおぬまぐんかねやままち)</p>	<p>7月29日</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>	<p>7月28日からの大雨による被害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、避難して継続的に救助を必要としている。</p>	
--	--	--	--

(注) ※は今回適用分

- 2 今までにとられた措置
- ・ 避難所の設置 等